

【漁業権番号】内共第28号

【関係漁業協同組合】飛騨川漁業協同組合、益田川漁業協同組合、馬瀬川下流漁業協同組合

変更案	現行	変更理由	施行予定年月日										
<p>第1項から第2条 略</p> <p>(漁具・漁法の制限)</p> <p>第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣(雑魚の餌釣・毛針釣・ルアー釣、あゆの友釣をいう。)に限るものとし、次の表のア欄の漁業においては、イ欄の漁具・漁法により、ウ欄の規模の範囲内で行わなければならない。ただし、舟(ゴムボート類を含む。)を使用しないこと。</p> <table border="1" data-bbox="168 654 940 798"> <thead> <tr> <th data-bbox="168 654 291 694">ア、漁業</th> <th data-bbox="291 654 488 694">イ、漁具・漁法</th> <th data-bbox="488 654 940 694">ウ、規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="168 694 291 726">あゆ漁業</td> <td data-bbox="291 694 488 726">友釣り</td> <td data-bbox="488 694 940 726">掛け針の数はイカリ4本以内、チラシ3本以内。リール及びルアーの使用は禁止。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条から第5条 略</p> <p>(全長制限)</p> <p>第6条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長未満のものを採捕してはならない。</p> <p>表 略</p> <hr/> <p>第7条から第10条 略</p> <p>(違反者に対する措置)</p> <p>第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。</p> <hr/>	ア、漁業	イ、漁具・漁法	ウ、規模	あゆ漁業	友釣り	掛け針の数はイカリ4本以内、チラシ3本以内。リール及びルアーの使用は禁止。	<p>第1項から第2条 略</p> <p>(漁具・漁法の制限)</p> <p>第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣(雑魚の餌釣・毛針釣・ルアー釣、あゆの友釣をいう。)に限るものとし、次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。ただし、舟(ゴムボート類を含む。)を使用しないこと。</p> <table border="1" data-bbox="967 654 1724 798"> <thead> <tr> <th data-bbox="967 654 1276 694">漁具・漁法</th> <th data-bbox="1276 654 1724 694">規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="967 694 1276 726">友釣り</td> <td data-bbox="1276 694 1724 726">掛け針の数はイカリ4本以内、チラシ3本以内。リール及びルアーの使用は禁止。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条から第5条 略</p> <p>(全長制限)</p> <p>第6条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長未満のものを採捕してはならない。</p> <p>表 略</p> <p>2 かじか明は採取してはならない。</p> <p>第7条から第10条 略</p> <p>(違反者に対する措置)</p> <p>第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。また、違反の際は南飛ブロック協議会で定めた漁場管理規程による。</p>	漁具・漁法	規模	友釣り	掛け針の数はイカリ4本以内、チラシ3本以内。リール及びルアーの使用は禁止。	<p>漁具・漁法の制限を明確にするため</p> <p>漁業権でない魚種の制限を削除するため</p> <p>必要のない文言の削除</p>	<p>認可の日から</p>
ア、漁業	イ、漁具・漁法	ウ、規模											
あゆ漁業	友釣り	掛け針の数はイカリ4本以内、チラシ3本以内。リール及びルアーの使用は禁止。											
漁具・漁法	規模												
友釣り	掛け針の数はイカリ4本以内、チラシ3本以内。リール及びルアーの使用は禁止。												